

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年6月5日(水)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
2番	山口吉広
3番	藤本直樹
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 欠席委員

4番	上田幸子
9番	西村九三男

(事務局長)

それでは、皆さんそろいましたので、令和6年第6回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

なお、本日は上田委員及び西村九三男委員より欠席届をいただいておりますので、ご報告します。本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

また、本日につきましては、議案第1号についての説明のために、建設課の職員2名が出席していることを報告いたします。

また、さる5月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

4番 上田委員

7番 内田裕夫職務代理者

12番 松本委員

18番 村田良文委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 久御山農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

(久御山農業振興地域整備計画の変更) 2件

議案第2号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3条許可) 5件

議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 4件

(会長)

議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（所有権移転） 2 件
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約） 2 件

それではまず、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。1 番の村田和弘委員、2 番の山口委員、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、議事を進めてまいります。議案第 1 号久御山農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、久御山農業振興地域整備計画の変更につきまして、を議題といたします。

まず、受付番号 1 につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案に入る前に農振法について、少しご説明させていただきます。右上に資料 A と書かれた資料の綴りの 1 ページをご覧ください。農振法は、農業振興地域整備計画に関する法律のことで、総合的に農業振興を図ることが必要であると認められる地域について、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として昭和 44 年に制定されました。

1 枚めくっていただいて、2 ページをご覧くださいたいのですが、上段のとおり農業振興地域の指定は都道府県知事が農業振興地域整備基本方針に基づき農業振興を図ることが相当と認められる地域を指定し、そして、下段のとおり市町村が将来的に農用地として利用を図るべき土地の区域を農用地区域として指定しています。

なお、本町においても昭和 47 年 2 月に京都府から農業振興地域の指定を受け、昭和 49 年 5 月に農用地区域を指定しています。

図で申しますと、同じページの右下をご覧くださいたいんですけど、外側の枠内が農業振興地域、中の枠内が農用地区域で、重なっているところが農振農用地区域、いわゆる青地と呼ばれ

(事務局)

るところになります。そして、重なっていないところが、いわゆる白地となります。

また、市町村の農業振興地域整備計画の変更には、町の施策や線引き見直し時に行う特別管理と個々の農振農用地の除外を行う一般管理があり、この農用地区域を除外する際には農業振興地域の整備に関する法律施行令及び施行規則で各種団体へ意見照会するよう定められており、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区に意見照会した上で京都府との協議も必要となってきます。

5ページをご覧いただきたいのですが、こちらの依頼文が農業委員会への意見照会であり、この依頼により令和6年5月13日に第2農地部会を開催させていただきました。

簡単ですが、農振法についての説明とさせていただき、議案に入っていきたいと思います。

それでは議案第1号受付番号1について、議案書1ページをご覧下さい。この受付番号1は、先ほど少し申しました線引き見直し時に行う特別管理での案件となります。土地の詳細については、2ページ、3ページ、4ページをご覧ください。変更箇所は●●●、●●●、●●●地区で、計184筆、161,297平米となります。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページから7ページをご覧下さい。1ページ及び2ページが●●●●、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページが●●●●及び●●●の写真になります。

続きまして、建設課より、内容の説明をさせていただきます。建設課よろしく願いいたします。

(建設課)

建設課の今道と申します、よろしく願いします。都市計画に関わることで、私のほうからご説明させていただきます。今、少し言葉に出てきました線引き見直しという言葉ですね、市街化区域と市街化調整区域の区分を見直すこと、これを線引き見直しと呼ばれております。ご存知の方もいらっしゃるかなとは思いますが、市街化区域というものは、既に市街地

(建設課)

になっているところですか、ここ10年以内に市街地におそらくなるであろう区域で、市街化調整区域というものは、市街化を抑制すべき区域となっております。市街化調整区域においては、基本的には建築行為ですとか、開発行為というものが制限される区域となっております。この線引きですが、定期的に見直しが行われておりまして、実際行われるのは京都府南部の広域において、京都府さんが行われるんですけど、だいたい7、8年ごとに行われておりまして、ちょうど今年ですね、見直しのタイミングということで、今回投げかけさせていただいているものとなります。

具体的な場所で申しますと地図のほうの、先ほども説明させていただきましたが、1ページからになっておりまして、まず1ページ2ページについては、●●●の●●●、●●、さらに●●●●●の地区となっております。この地区の中でですね、西側の少し小さな部分と、東側の大きな農地についての変更になるんですけども、西側についてはですね、●●●●さんが実施されまして、おおむね市街化が進んでおりまして、残地となっている●●●●に面しているといいますか、ちょっと入っているんですけど、その箇所が今回、関係してくる場所になります。東側の部分がですね、●●●●をまたいで●●●●●●までの間の少しまとまった農地となっております。こちらについては物流の企業が一社で全て一体的な利用っていうものを計画されております。それに併せて、線引き見直しということで、市街化編入、市街化区域に編入するものを考えております。

3ページですね、めくっていただいたところが、●●、●、●●●地区と呼ばせていただいているんですけども、久御山町のみなくるタウン事業として、事業化を行っているところの部分になります。区画整理事業として整理をしておりまして、この中にも農振農用地とそうじゃない区域がありまして、今回対象になっているのが、網掛けになっている部分でございます。こちらは、主にみなくるタウン事業の産業立地促進ゾーンの第2期として、整備をすべく区画整理組合の設立に向けて動いているという区域となっております。今後、整理組合を立ち上げまして、造成工事を行って、令和10年、令和11年くらいには具

(建設課)

体的な姿が見えてくるかなというところなんですが、両地区とも基本的な考え方としまして、農家の皆さまにご迷惑をおかけしないようにというところで、真っ先に思いつくのが、雨水排水ですね、田んぼですとか、畑から開発されて、宅地になりますと、水がすごい出てきますので、それをきちっと工夫して、水をそもそも湧水的に溜める機能があるところはその分も加味して、農地もそうですし、集落等に影響を与えないように、という考え方で進めていきたいと思っております。他にですね、交通の関係も心配事かなと思います。発展するようなところですね、拡幅ですとか舗装の改良工事とか、そういったものを行って、農道に流入するような車が増えないように、きちんと道路の整備も行いたいと思っております。併せてみなくるタウン事業の場合ですね、順番に開発していくような、段階的な開発になってまいりますので、そういったところも影響が生じないように、段階的にその都度、巨椋池土地改良区さんですとか、そういったところとも協議しながらですね、周辺に影響しないようにという形で進めてまいりたいと思っております。

駆け足で申し訳ないですが、以上説明とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございます。続きまして、会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは続きまして、受付番号1の案件につきまして、さる5月13日、第2農地部会の開催をしていただきました。その協議内容につきまして、●部会長のほうから報告をよろしくお願いいたします。

(●部会長)

それでは、久御山農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、さる令和6年5月13日に開催しました第2農地部会で協議いたしました結果を、意見をまとめましたので報告いたします。

第2農地部会として、「農作業に支障が生じないよう、地元並びに近隣の農地所有者等の意見を十分尊重しながら進めて

(●部会長) いただきたい。」と意見をする必要がありと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(会長) どうも、ご苦労様でした。それでは、議案第1号受付番号1の、ただ今事務局から説明と、第2部会の報告、●部会長から報告がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問等あれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これからの久御山町のまちづくりの一環を担うものでございますが、いかがでしょうか、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、農業委員会の意見として、第2農地部会の報告と同様にするかどうかについて採決を行いたいと思います。

議案第1号受付番号1について、「農作業に支障が生じないように、地元並びに近隣の農地所有者等の意見を十分尊重しながら進めていただきたい。」と町長に回答したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、「農作業に支障が生じないように、地元並びに近隣の農地所有者等の意見を十分尊重しながら進めていただきたい。」として、町長に回答をいたしたいと思います。

それではここで、今、説明をいただきました町建設課の方には退室をよろしく願いをいたします。

(建設課) ありがとうございます。

(建設課 午後1時45分 退席)

(会長) 退席をいただいたところで、続きまして、議案第1号受付番号2につきまして、まず事務局から説明を願います。

(事務局) それでは議案第1号受付番号2について議案書5ページをご覧ください。土地の詳細については、6ページをご覧ください。変更箇所は●●●地区で、計7筆、5,584平米となります。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 8 ページをご覧ください。

内容としましては、メディケアゾーンでの回復期リハビリテーション及び地域包括ケアを目的とした新病院の開設に伴い、職員用駐車場が不足することから農用地利用計画の変更の申し出があった案件になります。

土地の選定理由につきましては、公共交通機関が未充足な当地において、自動車通勤が主となることから職員用駐車場の確保が運営上では必須となり、近隣に必要な台数を賄える土地もなく、また利便性が高いことや緊急時にも対応しやすいことから当該地を選定されました。駐車台数においては、新病院の場所に駐車していた 200 台と新病院の開設に伴い、雇用する職員分 83 台を合わせた 233 台となります。

また、この案件は個々の農振農用地の除外を行う一般管理での案件となるため、7 ページの農振法に定められた 6 要件をすべて満たしていることが前提となります。先ほどの選定理由でも申し上げましたとおり、近隣に必要な台数が賄える土地がないことであったり、農業上の総合的な利用や農用地の利用の集積、土地改良施設の機能にも支障を及ぼすおそれがなく、農業生産基盤整備事業完了後、この下津屋地区においては昭和 55 年にほ場整備が完了しており、8 年を経過していることから要件 2 以外の要件を満たしていると判断しています。その、要件 2 に関しましては、皆さまもご存じのとおり、地域計画は現在策定中のため対象外になりますが、策定においても支障を及ぼすおそれがないと判断できると考えており、除外に必要なすべての要件を満たしていると判断しています。

なお、この要件をすべて満たせば無条件で除外できるのではなく、あくまで申し出るための初段階であり、これで除外が決定したわけではありません。はじめの説明でも申しましたとおり、関係機関からの意見や京都府とも協議し、除外できるか決定をしていきます。

以上で説明も含めて、お伝えさせていただきます。会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは続きまして、議案第1号受付番号2の案件につきまして、5月13日に併せてこの案件につきましては協議いただきました。第2農地部会の協議内容を、●部会長から報告をお願いいたします。

(●部会長)

受付番号1と同じく、「農作業に支障がないよう、地元並びに近隣の農地所有者等の意見を十分尊重しながら進めていただきたい。」と意見をする必要があると考えてます。特に、近隣には家もありますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(会長)

ご苦勞様でした。それでは、議案第1号受付番号2の説明が事務局から、また第2農地部会の報告が●部会長からありましたけども、この案件につきまして、何か意見があれば皆さん方から頂戴をいたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。この案件につきましても、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、農業委員会の意見として、第2農地部会の報告と同様にするかどうかについて採決を行いたいと思ひます。

議案第1号受付番号2について、「農作業に支障が生じないよう、地元並びに近隣の農地所有者等の意見を十分尊重しながら進めていただきたい。」と町長に回答することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、「農作業に支障が生じないよう、地元並びに近隣の農地所有者等の意見を十分尊重しながら進めていただきたい。」として、町長に回答いたしたいと思ひます。

それでは続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。まず事務局から説明を願ひます。

(事務局)

議案第2号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明をさせていただきます。

まず、先ほどの資料の綴りの後ろ6ページの、資料Bと右上に書かれたところを見ていただきたいと思いますんですけども、こちらが提案理由である農林水産省経営局長からの通知になります。農業委員会法第37条の規定により、実施した最適化活動の状況を公表しなければならないとされており、この点、目標に照らして点検評価を行った上で公表をすることが重要であるとされています。これに基づき、令和5年度の目標に照らして、実施状況を作成いたしました。

それでは議案書に戻っていただきまして、まず議案書10ページから入りたいと思うんですけども、10ページ上の(1)農地の集積について、②目標と③実績を見ていただきたいのですが、目標である新規集積面積、3ヘクタールに対して、実績が16.7ヘクタールの新規集積があり、集積率も56パーセントとなり、目標を上回りました。この結果、目標に対する達成状況は105.7パーセントとなりましたので、点検結果は目標を上回る結果となっております。

次に、議案書10ページ下から11ページの真ん中の(2)遊休農地の発生防止・解消について、こちら先ほどと同じく②目標と、③実績を見ていただいたのですが、目標である解消面積0.27ヘクタールに対して1.21ヘクタールが解消されました。しかし、前年度の新規発生分の解消面積は、1.65ヘクタールに対して、1.03ヘクタールとなりましたので、点検結果は既存遊休農地の解消は目標を上回る結果となったが、前年度に新規発生した遊休農地の面積は、解消は目標を下回る結果となったとしております。このように、11ページ下の(3)新規参入の促進等も点検評価を行い、資料の7ページ、先ほどの資料Bの1枚めくっていただいた7ページになるんですけど、こちらに評価の表をつけさせていただいてるんですけど、こちらの表に基づき評価すると、令和5年度は議案書13ページ下の表に記載してありますとおり、目標に対して期待を上回る結果が得られたとなりました。その続きの、その下の

(事務局)

推進委員等の点検評価結果については、本日、青色の表紙に「令和5年度最適化活動の実施状況一覧表」と記載したものを机の上に置かせていただいていると思うんですけども、こちらが毎月の活動記録簿を基にまとめました各委員さんの最適化活動を先ほどの表の右側で、先ほどと同じように評価し、その結果を記載させていただいております。事務局においても、活動記録簿以上に農地の確認や農業者さんともお話していただいていると当然理解しておるんですけども、どうしても評価っていうのがこの活動記録簿の日数、数字を基にとりまとめることとなります。先ほどの資料Bの7ページの右側のとおり、期待通り以上の結果を得るためには、15点以上の評価点が必要であり、皆さまの活動日数が重要となってきますので、お忙しい中記入が後回しになることもあると思いますが、その都度できる限り、活動記録簿へのご記入を併せてお願いさせていただきます。

また、お帰りまでに、先ほどの青色の表紙の実施状況一覧表の右下のほうですね、自己点検評価の欄というのがあると思うんですけど、継続委員さんは昨年度も書いていただいたことがあると思いますが、ここに何か一言、机の上にボールペンも置かせていただいているんですけど、お帰りまでに何か一言、ご記入のほうを併せてお願いいたします。

説明は以上になります。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、事務局から説明がございましたが、議案第2号の説明が終わりましたので、この件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。この案件は農業委員さんだけでなく、農業委員、推進委員すべての委員さんに挙手をお願いするものです。議案第2号のとおり実施状況を公表することに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、議案第2号のとおり実施状況を公表することといたします。

それでは、議案第3号に入ります。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号19から受付番号23の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第3号受付番号19と報告、資料の後ろにございます報告第1号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号6は関連がございますので、まとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号19について説明する前に、関連する内容いたしまして、報告第1号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号6を先に報告いたします。

報告第1号受付番号6について、議案書35ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

本件につきましては、令和6年5月27日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第3号受付番号19について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書16ページをご覧ください。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じく 9 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 19 及び報告第 1 号受付番号 6 につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 19 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第 3 号受付番号 20 について、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 3 号受付番号 20 について、議案書 17 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書については、議案書 18 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 10 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 20 につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 20 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長) 続きまして、議案第3号受付番号21につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号21について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらはご覧のとおり、譲渡人の持分13分の2を譲受人に所有権移転する内容です。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書20ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号21について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。持分の移転というふうになりますが、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号21を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号22につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号22について、議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書22ページをご覧ください。

なお、こちらの案件は譲受人が新規就農者ですので、現地調査の際に譲受人本人に来ていただき、現地調査委員さんと地元委員さんによるヒアリング調査も実施していただきました。

- (事務局) 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それではまず、新規就農者に対するヒアリング調査の報告を調査委員からお願いをいたします。
- (●●委員) 新規就農者に係る事前ヒアリング調査の報告をさせていただきます。
農地法第3条許可の要件である効率的に耕作することができるか、農作業に常時従事できるか、地域との調和要件を満たせるか、などについて営農計画書をもとに譲受人に対してヒアリング調査を行った結果、特に問題はないと思われま
- (会長) 議案第3号受付番号22について、ただ今、ヒアリングの結果等を受けまして説明がございましたが、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

新規就農の方ですけど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第3号受付番号22を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号23につきまして、事務局より説明を願います。
- (事務局) それでは、議案第3号受付番号23について、議案書23ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書24ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 2 3 につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 2 3 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 4 号に入ります。議案第 4 号旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について、利用権設定を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第 4 号受付番号 7 8 から受付番号 8 1 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第 4 号受付番号 7 8 の案件につきまして、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 4 号受付番号 7 8 について、議案書 2 5 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条調書については、議案書 2 6 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 1 4 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 7 8 につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号78について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号79について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号79について、議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書28ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号79について、ご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号79について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号80について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号80について、議案書29ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書30ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号80について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号80について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号81について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号81について、議案書31ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書32ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページと18ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号81について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号81について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。議案第5号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号5と受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第5号受付番号5と受付番号6及び報告第1号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号7については、関連がございますのでまとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号について説明する前に、関連する内容として、報告第1号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号7を先に報告します。

報告第1号受付番号7について、議案書36ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページをご覧ください。

本件につきましては、令和6年5月27日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第5号受付番号5について、議案書33ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第5号受付番号6について、議案書33ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書34ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じく19ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号5と受付番号6及び報告第1号受付番号7につきまして、何かご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号5と受付番号6について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、報告第1号はすでに報告済みですので、本日予定をしておりました審議と報告は全てこれで終わりたいと思います。

————— 午後2時15分 終了 —————